

工事請負単価契約受注者 各位

東京都水道局給水部給水課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事の継続について

平素から都の水道事業に対し御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

国は、令和3年4月23日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、東京都を含む4都府県の区域に緊急事態が発生した旨を宣言しました。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年4月23日変更)においては、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、社会の安定の維持の観点から公共工事が挙げられています。当局においては、生活に不可欠なライフラインとして首都東京を支え続けるという視点から、緊急事態宣言の期間中においても、工事を継続することとします。

工事請負単価契約受注者におかれましては、従業員の皆様の健康管理及び施工時の感染の拡大防止に十分配慮していただき、下記のとおり履行をお願いします。

記

1 対象契約

- (1) 水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）
- (2) 給水管整備及び取り出し工事請負単価契約
- (3) 小中口径メータ引換工事等請負単価契約
- (4) 大口径メータ引換工事等請負単価契約
- (5) 工業用水道メータ引換工事等請負単価契約

2 工事の実施について

- (1) 水道緊急工事請負単価契約（漏水修理）について
通常どおりの対応をお願いします。
- (2) 給水管整備及び取り出し工事請負単価契約について
 - ア 私道内給水管整備工事
通常どおりの対応をお願いします。ただし、地域住民の中止や延期の要望に応じて、適宜、施工時期の調整をお願いします。
 - イ 受託工事及び維持工事
通常どおりの対応をお願いします。
- (3) 小中口径メータ引換工事等請負単価契約について

通常どおりの対応をお願いします。

(4) 大口径メータ引換工事等請負単価契約

通常どおりの対応をお願いします。

(5) 工業用水道メータ引換工事等請負単価契約

通常どおりの対応をお願いします。

(6) 配水小管の断水を伴う工事について

断水を伴う工事については、断水時間を短くする工法等の採用について、監督員と協議をお願いします。

3 自粛休業を行う場合について

新型コロナウイルス感染症を理由に自粛休業する場合、担当の支所へ書面で報告し、受注できない場合は辞退届の提出をお願いします。工期延伸については、所定の手続きを行ってください。なお、新型コロナウイルス感染症を理由とした辞退については、成績評定への影響はありません。また、緊急工事及び給水待機については通常どおりの体制を維持するようお願いします。

4 工事現場における感染拡大防止対策の徹底

都及び国のガイドライン^{注1)}^{注2)}を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用、インターホン越しでの会話、お客さまとの適切な距離の保持等、創意工夫をお願いします。

注1)東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン

(令和2年6月25日版)

http://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/files/covid-19/covid-19_27.pdf

注2)建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

(令和2年5月14日(令和2年12月24日改訂版))

http://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/files/covid-19/covid-19_32.pdf

5 来庁について

可能な限り、電話や電子メールでの対応をお願いします。各種提出書類については、郵送での提出も可能ですので、速やかな提出をお願いします。

給水部給水課 工務担当

青木 神門 5320-6476

漏水防止担当

山崎 湯村 5320-6477

給水装置担当

大谷 滝田 5320-6431

量水器担当

佐々木 古川 5320-6387